

高等学校等就学支援金の支給方法について (平成31年度(令和元年度)入学生まで)

2020年8月28日

こちらの冊子は支給対象者となった方への支給方法の説明です。

1、支援金の金額

所得に応じて支給される金額が変わります。
保護者の所得が所得制限額を超える場合は、支給されません。

支給金(月額) **9,900円、32,250円(授業料月割り金額が上限)**

月額判定 **4-6月(昨年度所得で判定)、7-3月(今年度所得で判定)**

支給金額は4パターンに分かれます(12ヵ月分支給される例)

パターン	4-6月(月額)	7-3月(月額)	年額	
①	9,900	9,900	118,800	$(@9,900 \times 3) + (@9,900 \times 9)$
②	9,900	32,250	319,950	$(@9,900 \times 3) + (@32,250 \times 9)$
③	32,250	9,900	185,850	$(@32,250 \times 3) + (@9,900 \times 9)$
④	32,250	32,250	387,000	$(@32,250 \times 3) + (@32,250 \times 9)$

2、支援金の支給方法

学費引落口座に還付します。還付する対象と時期は以下の通りです。

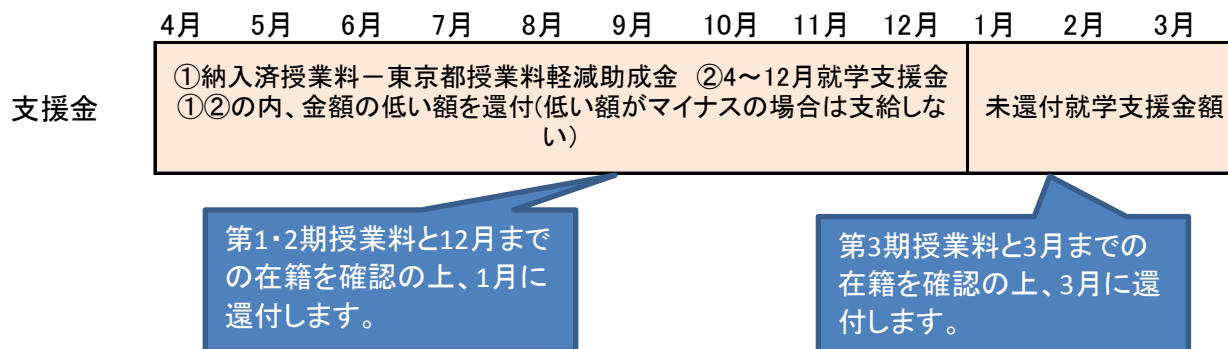
・支給される対象者

就学支援金は支給対象となっている月に在籍しており、授業料が収められている方が対象となります。年度途中での退学の場合は在籍月までが対象となります。また授業料未納の方は支給されません。**(授業料未納の場合、授業料が完納された時点で支給対象とさせていただきます)**

・支給される時期と金額

支給は個人によって確定する時期が違います。そのため、通常は還付時期を決めて行いますが、確定時期が通常より遅れた場合は次回の支給に繰越されます。また、金額は支給月時点での納入済授業料額が限度額となり、**支給金額には東京都私立高等学校等授業料軽減助成金も考慮されます。**

東京都私立高等学校等授業料軽減助成金額が確定するのが11月になるため、4～12月支給分は1月に還付します。



例) 就学支援金387,000円(実支給44,800円※1)、東京都私立高等学校等授業料軽減助成金額342,200円の場合

支給時期	種別	金額	
12月	授業料軽減	342,200円	
1月	就学支援金	0円	4～12月分授業料290,250円(@32,250×9ヵ月)－東京都授業料軽減額342,200円＝-51,950円(1月支給せず)
3月	就学支援金	44,800円	4～3月分授業料387,000円(@32,250×12ヵ月)－東京都授業料軽減額342,200円＝44,800円

※1 支給総額(就学支援金+東京都私立高等学校等授業料軽減助成金)は授業料額が上限となります。就学支援金側で金額調整を行うため、例の場合は就学支援金実支給額が44,800円になります。(授業料387,000円-東京都授業料軽減額342,200円＝44,800円)

・振込手数料について

代理徴収金より充当させていただきます。

・支給の通知

本校モバイルサイトにて振込日等の連絡を行う予定ですので、メールアドレス登録をお願い致します。

駒澤大学高等学校モバイルサイト
<http://m.komazawa.net/>

